

第四回

参第九号

健康保険法の一部を改正する法律（案）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を次のように改める。

標準報酬八被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ 等 級	標 準 報 酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第 一 級	三 百 円	十 円	四百五十円未満
第 二 級	六 百 円	二 十 円	四百五十円以上七百五十円未満
第 三 級	九 百 円	三 十 円	七百五十円以上千五十円未満
第 四 級	千 二 百 円	四 十 円	千五十円以上千三百五十円未満
第 五 級	千 五 百 円	五 十 円	千三百五十円以上千六百五十円未満
第 六 級	千 八 百 円	六 十 円	千六百五十円以上千九百五十円未満
第 七 級	二 千 百 円	七 十 円	千九百五十円以上二千二百五十円未満
第 八 級	二 千 四 百 円	八 十 円	二千二百五十円以上二千五百五十円未満
第 九 級	二 千 七 百 円	九 十 円	二千五百五十円以上二千八百五十円未満
第 十 級	三 千 円	百 円	二千八百五十円以上三千百五十円未満
第 十 一 級	三 千 三 百 円	百 十 円	三千百五十円以上三千四百五十円未満
第 十 二 級	三 千 六 百 円	百 二 十 円	三千四百五十円以上三千七百五十円未満
第 十 三 級	三 千 九 百 円	百 三 十 円	三千七百五十円以上四千五十円未満
第 十 四 級	四 千 二 百 円	百 四 十 円	四千五十円以上四千三百五十円未満
第 十 五 級	四 千 五 百 円	百 五 十 円	四千三百五十円以上四千六百五十円未満
第 十 六 級	四 千 八 百 円	百 六 十 円	四千六百五十円以上四千九百五十円未満
第 十 七 級	五 千 百 円	百 七 十 円	四千九百五十円以上五千二百五十円未満
第 十 八 級	五 千 四 百 円	百 八 十 円	五千二百五十円以上五千五百五十円未満
第 十 九 級	五 千 七 百 円	百 九 十 円	五千五百五十円以上五千八百五十円未満
第 二 十 級	六 千 円	二 百 円	五千八百五十円以上六千百五十円未満
第 二 十 一 級	六 千 三 百 円	二 百 十 円	六千百五十円以上六千四百五十円未満
第 二 十 二 級	六 千 六 百 円	二 百 二 十 円	六千四百五十円以上六千七百五十円未満
第 二 十 三 級	六 千 九 百 円	二 百 三 十 円	六千七百五十円以上七千五十円未満
第 二 十 四 条	七 千 二 百 円	二 百 四 十 円	七千五十円以上七千三百五十円未満
第 二 十 五 級	七 千 五 百 円	二 百 五 十 円	七千三百五十円以上七千六百五十円未満
第 二 十 六 級	七 千 八 百 円	二 百 六 十 円	七千六百五十円以上七千九百五十円未満
第 二 十 七 級	八 千 百 円	二 百 七 十 円	七千九百五十円以上八千二百五十円未満
第 二 十 八 級	八 千 四 百 円	二 百 八 十 円	八千二百五十円以上八千五百五十円未満
第 二 十 九 級	八 千 七 百 円	二 百 九 十 円	八千五百五十円以上八千八百五十円未満
第 三 十 級	九 千 円	三 百 円	八千八百五十円以上九千百五十円未満
第 三 十 一 級	九 千 三 百 円	三 百 十 円	九千百五十円以上九千四百五十円未満
第 三 十 二 級	九 千 六 百 円	三 百 二 十 円	九千四百五十円以上九千七百五十円未満
第 三 十 三 級	九 千 九 百 円	三 百 三 十 円	九千七百五十円以上一万五十円未満
第 三 十 四 級	一 万 二 百 円	三 百 四 十 円	一万五十円以上一万五百円未満
第 三 十 五 級	一 万 八 百 円	三 百 六 十 円	一万五百円以上一万一千百円未満
第 三 十 六 級	一 万 一 千 四 百 円	三 百 八 十 円	一万一千百円以上一万一千七百円未満

第三十七級	一 万 二 千 円	四 百 円	一万一千七百円以上一万二千三百円未満
第三十八級	一万二千六百円	四百二十円	一万二千三百円以上一万二千九百円未満
第三十九級	一万三千二百円	四百四十円	一万二千九百円以上一万三千五百円未満
第四十級	一万三千八百円	四百六十円	一万三千五百円以上

附 則

- 1 この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。
- 2 この法律施行前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者で、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条に規定する標準報酬の等級の第二十七級に該当するものについては、この法律施行の日被保険者の資格を取得したものとみなして健康保険法第三条第三項の規定を適用する。

## 理 由

民間給与の実情に鑑み、健康保険の標準報酬の改正をする必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。